

平成 14 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー
代表者役職名 代表取締役 清水 秀雄
社 長
(コード番号 7 6 4 0 ・ 東証 二部)
問 合 せ 先 専務取締役 渡辺 俊一
総 務 部 長
T E L 0 2 5 - 2 3 2 - 0 0 0 8
<http://www.topculture.co.jp>

株主優待制度の変更に関するお知らせ

平成 14 年 10 月 17 日開催の当社取締役会において、株主優待制度の変更に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主優待の方法

毎年 10 月 31 日現在の株主及び実質株主に対し、レンタル優待券または図書カードのいずれかから選択いただいた上、以下の基準により発行いたします。

(1) 贈呈基準

	項目	贈呈基準
1	レンタル優待券 (一部変更)	・ 所有株式数 100 株 (1 単元) 以上 1000 株未満 レンタル優待券 2000 円相当を一律に進呈 ・ 所有株式数 1000 株以上 (新設) レンタル優待券 4000 円相当を一律に進呈
2	図書カード (一部変更)	・ 所有株式数 100 株 (1 単元) 以上 1000 株未満 図書カード 1000 円相当を一律に進呈 ・ 所有株式数 1000 株以上 (新設) 図書カード 2000 円相当を一律に進呈

(2) 有効期間

レンタル優待券は発送日から 10 月末まで

(3) 使用できる店舗

レンタル優待券は当社の経営するレンタル取扱いの全店舗(平成 14 年 10 月 17 日現在 37 店舗)で使用が可能です。

2. 実施開始時期

平成 14 年 10 月 31 日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主より実施します。

以 上